

四十一 第58条《技術等海外取引に係る所得の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(不動産取引等の所得の金額が当該事業年度の所得の金額の1割に満たないかどうかの判定)</p> <p>58 - 1 措置法令第34条第3項各号に掲げる不動産取引等に係る所得又は損失の金額が当該事業年度の所得の金額の100分の10に相当する金額に満たないかどうかは、これらの取引に係る所得の金額又は損失の金額をすべて通算して判定するものとする。この場合において、法第47条、第50条、措置法第64条、第65条又は第65条の7の規定に係る取引については、当該取引に係る所得及び当該事業年度の所得の金額のいずれについても、圧縮記帳、特別勘定の経理、収用等の場合等の所得の特別控除の適用をしないで計算した金額によるものとする。</p> <p>(不動産所得がある場合の所得の計算の特例)</p> <p>58 - 2<u>同項第2号及び第3号</u>に掲げる不動産取引等に係る収入金額 </p> <p>(直接又は間接保有の株式)</p> <p>58 - 8 法人が技術役務の提供の相手方である外国法人との間に措置法第58条第2項に定める発行済株式の総数又は出資金額の100分の25以上の株式の数又は出資の金額を直接又は間接に保有する関係その他の特殊の関係にあるかどうかを判定する場合において、措置法令第34条第6項第1号に規定するいずれか一方の法人又は同項第2号に規定する同一の者が直接又は間接に保有する株式には、その発行価額の全部又は一部について払込みが行われていな</p>	<p>(不動産取引等の所得の金額が当該事業年度の所得の金額の1割に満たないかどうかの判定)</p> <p>58 - 1 措置法令第34条第3項に規定する不動産取引等の所得又は損失の金額が当該事業年度の所得の金額の100分の10に相当する金額に満たないかどうかは、これらの取引に係る所得の金額又は損失の金額をすべて通算して判定するものとする。この場合において、法第47条、第50条、措置法第64条、第65条又は第65条の7の規定に係る取引については、当該取引に係る所得及び当該事業年度の所得の金額のいずれについても、圧縮記帳、特別勘定の経理、収用等の場合等の所得の特別控除の適用をしないで計算した金額によるものとする。</p> <p>(不動産所得がある場合の所得の計算の特例)</p> <p>58 - 2<u>同項各号</u>に掲げる不動産取引等の収入金額.....</p> <p>(直接又は間接保有の株式)</p> <p>58 - 8 法人が技術役務の提供の相手方である外国法人との間に措置法第58条第2項に規定する発行済株式の総数又は出資金額の100分の25以上の株式の数又は出資の金額を直接又は間接に保有する関係にあるかどうかを判定する場合の当該法人又は当該外国法人が直接又は間接に保有する株式には、その発行価額の全部又は一部について払込みが行われていないものも含まれるものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>いものも含まれるものとする。 (注)</p> <p>(延払基準を適用した場合の技術等海外取引による収入金額) 58 - 10 法人が、<u>法第63条第 1 項</u>.....</p> <p>(技術等海外取引の証明) 58 - 14</p> <p>(注)<u>平成12年12月20日付通商産業省告示第 803号</u>..... </p>	<p>(注)</p> <p>(延払基準を適用した場合の技術等海外取引による収入金額) 58 - 10 法人が、<u>法第62条第 1 項</u>.....</p> <p>(技術等海外取引の証明) 58 - 14</p> <p>(注)<u>平成11年10月22日付通商産業省告示第 588号</u>..... </p>